

第296回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和5年9月22日(金)

於 　：県北振興局天満庁舎 2階A会議室
（佐世保市）

第296回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和5年9月22日(金) 14時00分 ～ 16時00分
2. 通知年月日 令和5年9月19日(火)
3. 公示年月日 令和5年9月19日(火)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階A会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 安永光幸、浦田和男、志水正司、高平真二、吉浦英男、溝口悦雄、片岡一、山中兵恵、中山等、後藤正喜、豊増見喜雄、中原康壽、田添伸、萬屋隆則
7. 欠席委員 大久保照享
8. 出席者 委員会事務局 琴岡局長、笹山次長、前川係長、青木書記
貞松係長(壱岐駐在)
漁業振興課 村瀬総括課長補佐、本多主任技師
9. 議案
 - ・第1号議案 漁業権漁業における資源管理の状況等の報告(長崎県北部海区)について(報告)
 - ・その他
10. 議事
開会 14:00
(14時00分 開始)
事務局長 ただいまより、第296回長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。
改めまして、事務局長の琴岡でございます。よろしくお願ひいたします。

初めに、今回、突然の委員会の開催になりましたこと、お詫び申し上げます。今回の開催にあたっては、前回、問題となりました区画漁業権の真珠免許に係る議案が関係しております。免許に至った経緯等につきましては後ほどご説明させて頂ければと考えております。

それでは、本日の出席委員についてご報告いたします。本日は、大久保委員が欠席ですが、14名の委員に出席いただいておりますので、本委員会は成立いたします。

それでは、はじめに山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

また、本日、議案の説明のため、漁業振興課から村瀬総括課長補佐および本多主任技師が出席しております。

漁業振興課 (挨拶)

事務局長 それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長 それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。
本日の議事録署名人は、「田添委員」と「片岡委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

・第1号議案 漁業権漁業における資源管理の状況等の報告(長崎県北部海区)について(報告)

・その他

となっております。

それでは、第1号議案「漁業権漁業における資源管理の状況等の報告(長崎県北部海区)について(報告)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

今回の資料につきまして、本来でしたら事前にお送りするところでしたが、急遽の開催ということで資料の事前送付が間に合いませんでした。大変申し訳ありません。

それでは、長崎県北部海区における、漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について、漁業振興課から説明します。

漁業振興課

それでは、長崎県北部海区における、漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について説明します。

本報告の目的は、漁業法第 90 条の規定により、各漁業権の資源管理の取組や漁場の活用状況の確認を行うものであり、漁業権者は 1 年に 1 回以上、県に対し報告を行っていただくことになっております。また、県は、当該報告を受け、報告に係る事項に関する意見を付して、海区漁業調整委員会に対し、1 年に 1 回以上報告を行うこととなっております。今回は、漁業法改正後、最初の報告にあたる、令和 3 年度の資源管理の状況等についてご報告するものです。報告対象となる漁業権は、共同、定置及び区画、全ての漁業権についてです。報告対象期間は、共同漁業権は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで、定置・区画漁業権は令和 3 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとしております。

それでは、3ページの「集計結果総括表」をご覧ください。この資料は、各漁業権者より個別にご報告いただいた内容を集計し、要約した内容となっております。本来であれば、全漁業権につき個別に報告をすべきところですが、時間も限られておりますので、本資料に代えてご報告させていただければと思います。

まず提出状況についてですが、令和 3 年分は全て提出されているため全漁業権 100%と記載しています。また、漁場の活用状況についてですが、頂いた報告書を基に、概ね活用していると判断される漁場は「活用されている」、使用日数が低位な漁場

については「確認中」にとりまとめています。共同で75%、定置100%、区画で95%の漁場で有効に活用されておりました。しかしながら、共同漁業権と区画漁業権においては、一部、相当程度の日数活用されていない漁場がありましたので、利用状況を再度確認しているところです。続きまして、資源管理の状況等についてですが、全ての共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権において資源管理に関する取組みや法令順守について報告がありました。例えば、共同漁業権においては、「漁業権行使規則に定める操業期間や操業時間を遵守した操業に取り組んだ。」、「藻場造成のために食害生物駆除を実施」、「漁獲対象であるアワビ、赤ウニの種苗放流」などが報告されました。定置漁業権においては、「休漁日の設定」、「網目の目合拡大」などが報告されました。区画漁業権においては、「漁場改善計画に基づいた密度で養殖を行い、潮通しを向上させている。」、「漁場環境把握のための水質調査を実施。」などが報告されました。

以上の報告内容を踏まえ、県は、次のとおり意見を付して報告いたします。2ページの「報告文」をご覧ください。

(報告文朗読)

漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について

このことについて、漁業法第90条第1項の規定に基づき各漁業権者から報告がありましたので、同条第2項の規定に基づき下記のとおり意見を付して報告します。

記

1. すべての漁業権者において各免許内容に基づき操業されている。
 2. 多くの漁場において、自主的な休漁、漁獲対象生物の放流、漁場改善計画に基づく密度での養殖等、資源管理に係る取組みが実施されている。
 3. 多くの漁場は、相当程度の日数活用されており、水揚げ、販売数量の実績がある。
 4. 団体漁業権にあつては、行使規則が遵守されている
 5. 関係法令を遵守して操業されている。
- 以上のことから、概ね有効に漁場が活用されていると認められる。

以上で長崎県北部海区における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について説明を終わります。

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

片岡委員

区画漁業権の水質調査はいつどこでやったのかわからないので、それが把握できたらいいなと思います。報告事項なので、そういう意見があったと聞いていただければと思います。

漁業振興課

こちらで求めている報告にも詳しい実施方法は書かれていませんが、今頂いた意見を参考に漁場の活用について把握していきたいと思います。

片岡委員

前回、これに関係するところでトラブルが起きているので、この内容は報告ですけれども、実際に聞いてらっしゃるものと内容が違うところがあるんじゃないかと思います。

高平委員

水質調査は今まで県が年に1回か2回していますよね。これとは違うのですか。

各漁協が業者に任せて、自分たちの漁場は自分たちで調査しなさいとなったと聞いたのですが、県がこれまでしていた調査を減らして、漁協がするようにしたように聞いたのですが、実際はどうなのですか。

漁業振興課

こちらに記載されている水質調査は各区画漁業権者が自主的に行った調査です。県の主導で行っている水質調査とは違います。高平委員がおっしゃった水質調査については棲み分けを確認して、後日報告させて頂きたいと思います。

高平委員

漁業者がしている調査ということですね。

漁業振興課

こちらはそうです。ただ、県の主導で行っているものもありますので、棲み分けを調べて報告差し上げたいと思います。

高平委員

潮通しと書いてあるが、恐らくマグロ・ハマチなどの青物は潮の流れが無いといけ
ないが、タイなどはそうでもない。どのくらいの潮の動きが適している等、そういうのをグラ
フ等で示したりはしていませんよね。

漁業振興課

そうですね。

漁場改善計画に基づく養殖密度を守って潮通しを良くしたという報告でしたので、そ
こまでの数値化は出来ていないと思われます。

高平委員

密度も大事ですが、ある程度潮通しの良いこういう漁場がタイの養殖に適しているな
ど、そのくらいまでは調べても良いのでは。

後藤委員

漁場の環境の把握に係る水質調査もそうですが、漁場改善計画に基づいた密度の
養殖を行い、潮通しを向上というのは県が確認に行っているのですか。ちゃんとやって
いるとここに書いていますが、県が確認しないとやっていると言えないのではないでしょ
うか。報告だけで終わるのでしょうか。

漁業振興課

報告を頂いての意見になります。

後藤委員

県が確認に行かないと意味がないです。報告だけでいいのであれば、いい加減に
書く人もいるかもしれません。

溝口委員

水質調査については区画漁業権で養殖するために免許を貰うために、自分たちの
ところは業者に頼んで、一緒に乗って行って水質や底質等を調べています。

後藤委員

うちも木ヶ津で養殖しているので支所長から毎回の水質調査等の報告について聞いて
いますが、県が指示してさせているかどうかを把握していませんでした。それは県が

させているのですか。

事務局

今、報告で説明している内容は持続的養殖生産確保法という法律のもとに、各漁業協同組合が漁場改善計画を立てていると思います。積立プラスの要件です。そのために各漁協に漁場改善計画を作ってくださいと指導し、漁場改善計画を作った中でどれだけ調査をするかを記載しています。皆様の地元の漁場改善計画を見られたら、それぞれ水質調査を実施すると書かれていると思います。その調査のことを書いております。ですので、県が行う水質調査とは別になります。あくまで積プラの要件として持続的養殖生産確保法に基づき漁場改善計画を作っており、その中での話になります。

片岡委員

今、後藤委員もお話しされましたが、漁場改善計画に調査内容が書いてあるということであるが、提出は義務であるのか任意であるのかはどちらなのでしょう。

事務局

それは義務になっております。

片岡委員

義務であれば確認する必要があります。任意であれば報告を出さないということになってしまいます。ここには書いていないのでわかりませんが数値として結果は返ってきているはずなので、義務であれば逆に県が確認しなければいけませんよね。任意であれば難しいですけれども、義務であれば確認をする義務が発生してくるんじゃないかと思います。

高平委員

先ほど事務局が言ったように、積プラの要件になったのは今年からですよ。去年はこの話は無かったと思います。

事務局

今年は計画が切り替わり、計画の名称が変わりました。その作業として漁場改善計画を7月から8月にかけて理事会承認をしていただいたかと思います。以前からあった

ものが、今回の免許切替で名称が変わったということで、中身はそこまでは変わっていないと認識しています。

高平委員 次回からはもっと分かりやすく報告していただきたい。

会長 うちの場合は水産業普及指導センターが来て、養殖を行っている薄香で年に何回か水質調査を行っています。

会長 他に何かありませんか。

豊増委員 まだ、本来の趣旨である前回決議した区画漁業権に関する知事の諮問に対する報告が全くありません。肝心のものがまだです。

会長 この報告があったので、先に話をしました。前回の続きについては、この質疑の後に行います。

会長 他にありませんか。

各委員 なし。

会長 他にご質問等もないようですので、次の議題に進みます。

議事に入る前に、TASAKI 関係の区画漁業権の免許の経緯について、説明をお願いします。

片岡委員 何の説明ですか。

会長	経緯の説明です。
片岡委員	それはいらぬのではないのでしょうか。
後藤委員	既に免許したことなので。
会長	どういふことで免許したのかという説明です。
漁業振興課	(免許した経緯の説明) まず初めに、今回の漁業権一斉切り替えにあたりまして、委員の皆様には様々な混乱を招き、またご心配をおかけしたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。8月17日の委員会で答申保留となっていました真珠養殖業者の免許申請に対しまして、県は9月1日付で免許しました。前回の委員会の中で、片岡委員から真珠養殖業者の貝洗いによる濁り水の影響で、近隣の魚類養殖場でいかだの移設を余儀なくされたと発言がありました。答申保留となりましたが、以降の県の対応につきましてご説明させていただきます。片岡委員の発言を受けまして、県は8月22日に真珠養殖業者を訪問し調査を行うとともに指導を行い、業者からは魚類養殖場付近では貝掃除を行わないなどの対応案を確認いたしました。その後、県としましても早期に委員会の答申をいただくために委員会開催の調整を行いましたが、最終的に8月31日までに委員会は開催されませんでした。 その一方・・・
片岡委員	すみません。この件に関して、この後会長が皆さんに意見を聞く流れになるのでしょうか。
会長	意見を聞きます。

片岡委員

今話されている内容については皆さん理解されているし、その件に関して対応がバラバラだったのでお尋ねされたいというお話があったので、この説明を聞いても意味がないのではないかと思います。

会長

その説明は意味がないかもしれませんが、どういう経緯で免許したのかわからない人へ説明が必要です。なぜかという、前回の委員会で話し合いがついてから答申をしましょうということで委員会が終わりましたが、佐世保市漁協とTASAKIの調整がついてないということで29日の開催も見送りました。その中で、県がTASAKIに免許を与えたことについて皆さん分からないので、県の説明を聞いてから皆さんの意見を聞こうと考えています。大事な知事の諮問機関であります委員会の意見を無視して免許を与えたことを疑問に思うので、県の言い分を聞いています。県の説明を聞いた後に一人一人委員の意見を聞いていこうと思っています。皆さんいいですか。

各委員

はい。

漁業振興課

(説明の続き)

最終的に委員会は8月31日まで開催されませんでした。その一方で、8月31日の免許の有効期限が迫る中、真珠養殖業者の免許申請について、決して調整委員会の皆様をないがしろにしたということではなく、顧問弁護士に相談した結果、県といたしましては免許することが法令に従った対応であると判断しました。なお、県は免許いたしましたが、今後は真珠業者が対応策を確実に実施しているか県が責任をもって確認していくとともに、法令に従って必要に応じて指導を厳に行っていきます。

以上をもって説明、報告とさせていただきます。

会長

皆さんからご意見をお願いします。

中原委員

説明があった件についてですが、古原課長から2回この内容の説明がありました。県知事からの諮問で、意見は聞いたということになります。弁護士さんの指導でも、意見を聞いたということで、法律上は決して免許を出すことはおかしくないという説明を受けました。8月31日で免許が切れるとのことでしたが8月17日時点で有効期間の説明はありませんでした。今後、両方の意見を聞いて書類を出せば、皆さんの同意が得られるのではないかと考えています。

中山委員

私の意見も中原委員と同じようなものでございます。法令に基づいてということになっておりますが、漁協の共同漁業権内なので業者はきちんとすべきです。調整委員会に今後事前に話をしていただけたらと思います。

高平委員

9月1日までに免許しなければならないというわりに、漁協に入っていない真珠養殖についてなぜ委員会に聞くのですか。魚類養殖は漁協に入り漁業権内で行うが、真珠養殖は県直轄の免許ですよ。真珠養殖を調整委員会にかける意味が分かりません。真珠養殖については県が直接免許するので、私たちがダメと言っても免許するのでしょうか。魚の被害があれば別だが、うちの漁協でもそういうことはなかったので対処の仕方が分からない。漁協が何を言っても、真珠会社は県の個人免許と言って漁協に対して強く出てきます。ただ、真珠が売れないときに迷惑料を下げてくださいという程度。漁協の共同漁業権内に真珠養殖を入れてあげるのに調整委員会に権限をもたせないのですか。直轄の免許なら、県が自ら業者と話すべきではないですか。何のための話し合いなのかと思います。

後藤委員

県の説明不足です。海区調整委員とはなんなのかという根本的な認識が不足していたのかもしれない。なぜ調整委員会があるかという共有する海の中で調整をするのが海区調整委員の仕事です。第120条にも書かれております。その調整がなされない

ままに免許したことに問題があります。だから、こういう風な混乱を招かないために調整するのが仕事です。TASAKI 真珠と一部の漁協の調整が上手くいってない中、県は法律的に県が免許せざるを得なかったように言っているが、今まで養殖してきた一漁協については納得していないですよ。そういう問題をきちんと調整していくのが私たちの仕事だと思います。その辺の指導が県は不足していたと思います。漁場計画の段階で何か問題があれば言っていたらいいと県は前回言っていました、その段階で意見がなかったのに県は免許を出したのではないかと認識しています。

志水委員

皆さんの意見を聞いた後に免許するべきだったと考えます。

安永委員

漁業を管理している漁協の同意なしに免許を出したことはいかなものかなと思います。8月いっぱいまで免許が切れるのであれば、もう少し早く委員会を開けば解決できたのではないかと思います。

浦田委員

漁協があつての区画漁業権ですので、漁協に迷惑のかかることはしてはいけません。今後、県がしっかりと指導していかないと、過ぎたことだからではなくこれから先、大変なことになると思います。両方で話し合いが付けばいいんじゃないかと私は言いましたが、県はしっかりと指導に取り組んでいかなければならないと思います。法律では定まらないこともあるので、話し合いできちんと説明して納得いただいて承認するかどうかきちんとしていただきたい。区画が少しずれただけで県はすぐに指導するのに、どうして大事なところを指導しないのかがわかりません。今後は、免許を出す際は必ずきちんと漁協と話し合ってください。先に出されると後で何も言えません。法律、法律と言うよりも、そういうところを前もってやっておくことが大事です。

溝口委員

私たちは佐世保市漁協と同じ共同漁業権を管理しています。TASAKI とは何十年と付き合いがありますが、漁民同士の間ではいざござはあったかもしれませんが、私が知っ

ている範囲ではありませんでした。問題が起きていることは知りませんでした。佐世保市漁協と TASAKI のトラブルを県がもっと早く察知できていれば、解決の方に話を持って行けたのではないかと思います。佐世保市漁協が異議を言うのが遅かったのかもしれませんが、県の動きが鈍かったのだと思います。免許のギリギリになってこの問題が出たことが問題で、もう少し早く把握してもらいたいと思います。

豊増委員

再度漁業調整委員会を開催するという連絡があったとき、3者協議が終わってなければ委員会に私は参加しませんと言いました。ところが、委員会は中止となり、委員会の議決なしに免許したというのはおかしいと思います。我々漁民への免許なら既得権が出てくるけれども、個人だけに免許しなければいけないこと自体がおかしいと思っています。異議なしで通るところでしたよ。片岡委員からトラブルがあるから同意できないという話があったから答申を保留し、話し合いをした上で委員会で審議するとなっていました。委員会なしに免許したことに納得できません。弁護士が何と言おうと、公平な水産行政をやっていただかないといけません。皆さん一人一人が各漁協の免許内容について、ご存知ですので皆さんがよろしければ異議なしということになります。定置漁業の免許についても近隣漁協数か所の同意がなければ免許申請できないわけですから、せめて、漁業権を管理している漁協の同意書を申請書類としてもらう必要があると思います。TASAKI に免許したことで、佐世保市漁協の漁業者が生活を投げうって、真珠業者の生活を守る形になってしまっていますので、そういうことがないように傳承していただきますようお願いいたします。

吉浦委員

先ほど高平委員がおっしゃったように県直轄の免許なのでいろいろ物申すことはできないとは思っていましたが、この諮問に入っていること自体がおかしいのではないですか。諮問したのなら、答えをもらってないのに免許したことは矛盾している気がします。

萬屋委員

私は役所にいたので、こういう委員会に関する考え方はわかっているつもりです。皆さんが疑問に思われているのは、委員会に諮問されたものが保留になったまま9月1日に免許になったことだと思います。漁業法の135条に委員会の意見を聞かなければならないとなっていますが、これはただ聞くだけなのか参考にするのかが一番の問題じゃないかと思います。前回の委員会でも、TASAKI と相手方の養殖業者の間にちゃんとした処置がされているのか質問がありましたが、今後の状況も見て指導してもらいたいと思います。委員会の意見を聞くことが、委員会の意見を参考にするということになるのであれば、ほかの問題でも県で独自に決めることがないようにして、この委員会の意義を深くとらえていただきたいなと思っております。

田添委員

私も県職員でしたが、漁業調整が整っての免許というのが基本になります。片岡委員から適切に利用されていないと意見があったので保留にすることになりました。県は、顧問弁護士の判断で免許しました。明確な理由がなければ免許しなければならないとはいるのですが、調整が整っていなかったのに免許したことには問題があると思います。安永委員がおっしゃったように、もう少し早く調整委員会をしなかったのかということがあります。私は8月17日までこの問題を知らなかったのですが、実は3月頃からこの問題はあったと聞いています。なぜもっと早く調整委員会でこの話をしなかったのかと思います。漁協あつての共同・区画・定置漁業権ですので、一刻も早く TASAKI と佐世保市漁協の調整がつくことを願います。今後はこういうことがないように県も私たち調整委員も考えていかなければならないと思っています。

片岡委員

私が佐世保市漁協の人間なのでお話ししますが、会長には徹底したしっかりと対応を県の方にさせていただきますようお願いしております。細かい話はこの後出てくると思いますので、ここでは言いません。皆さんが勘違いされている部分について、気になった部分についてお話しします。中原委員と中山委員、県から意見は聞いたからと説明があったとおっしゃっていましたが、意見は聞いていません。認識を改めてい

ただければと思います。法律上は聞かなければならないとなっており、諮問ただけで答申されていませんので聞いたことにならないのです。現状は諮問継続中です。そのところの認識が違います。溝口委員に関しては何もご存じないようなので。以前から問題提起はしておりました。それ以外の内容に関しては議事録を確認してください。もう少し考えていただかないと、佐世保市漁協と一緒にやっていたはずなので、戻ってしっかり確認をお願いします。

会長

皆さんの意見を聞きましたが、田添委員が言うように何のための調整委員会か考えていけないといけませんね。それと、漁協と業者の調整を図るのが県の務めだと思います。3月から TASAKI とトラブルがあったのに対応しなかったのは県も私も悪かったと思います。答申もできていないのに免許されたら新聞沙汰になれば、委員会は何をしているのかと言われてしまいます。前回の委員会は TASAKI と佐世保市漁協の調整がとれてから委員会を開き答申を決めましょうと言って終わっていました。それをないがしろにして県が免許を出したことが一番の問題です。真珠業者にちょっと待っていてくださいと言いきれなかったのかと思います。片岡委員が今回で納得するなら終わりますが、そうでなければ委員会で継続して諮っていく必要があります。県は答申もなしに免許して、TASAKI だけ大目に見てそのままにしているのはだめなのではないですか。委員会の答申なしに免許したら、委員会の意味がないではありませんか。

豊増委員

諮問をして、答申がないのに免許するということがあっているのですか。意見を聞くだけなどとんでもない話です。調整委員会の議決がなければ免許をしてはならないと認識していますが、どうですか。

会長

調整委員会のあり方について県は何か回答してください。

後藤委員

しっかりと早く回答して下さい。

漁業振興課

今回のように県と調整委員会の意見が異なることがあると思いますが、日ごろからのコミュニケーションが大事だと思っております。時間の許す限り、両者協議を重ねていくことが重要だと思っております。今後は、県と漁業調整委員会の間で密に情報共有を図っていきたいと考えています。県としては漁業法その他法令に従って、適正に対処して参りたいと思っております。その際、調整委員会の意見を伺って考慮したうえで対処していきたいと思っております。今後とも、委員の皆様のご協力よろしくお願ひします。

後藤委員

調整委員会は何のためにあるのですか。諮問機関で聞いて終わるだけなのですか。私も先ほど調整委員の一人として意見を言わせてもらいましたが、調整委員とは一体何か教えてください。紛争などがないように調整するのが調整委員だと私は認識しております。ここで意見を聞いて県が免許するだけなら調整委員会の意味はないと思ひます。現場を一番知っているのは調整委員なんですよ。紛争やいろんな問題など、それを聞いて県が判断するのはですね。だから、問題がないように調整するのが調整委員会の仕事と認識しています。

漁業振興課

調整委員はその地区の漁民の代表だと思ひております。今、後藤委員のおっしゃられたように漁業調整や漁場紛争などを解決する役目を担っていると思ひております。私たち行政とともに法の目的を達成するための重要な機関だと認識しております。

片岡委員

話を聞いても無駄だと思ひます。今おっしゃっていましたが、調整委員会が大事と言ひますがないがしろにされていますし、法令に関しても県の方が違反しています。その状況で良くその言葉が言えるなと思ひます。今回の件に関しては、会長の方にしっかりした対応をお願いしました。

田添委員

皆さんの質問に県の立場として答えづらいものもありますのでこういう回答ですが、

皆さんすごい疑問を持たれていると思います。それに対する回答を、次回水産部として答えを持ってきてほしいと思います。今のままでは、皆さん委員会は何なのかと思っています。今回の問題も含めて、その答えを持ってきていただきたい。また、私は8月時点からしかこの問題について知りませんので、経緯についても3月頃のものから説明いただきたいし、すべきだと思います。

会長

諮問は長崎県知事大石賢吾の名前を出している書類ですが、長崎県知事はこのくらいの指導しかできないのかと思いました。私は、TASAKI 関係の何号の漁場を保留して、それ以外は答申ということでもいいですかと前回聞いて異議なしとなりました。県が急いで免許しなければならないのであれば、佐世保市漁協と佐世保市相浦漁協とTASAKI の間の調整を県がしてくださいと言っておりました。そうじゃないと何のための調整委員かわからないです。調整委員は海の上の県議会議員だと思っております。だから、しっかりとした調整をすべきです。そうでなければ、こういう会議をせずにペーパーを流してすればいいではないですか。この問題に関しては、慎重審議しないと、調整委員会は笑われてしまいます。この問題には皆さんが真剣に考えて取り組まなければなりません。この問題に対して今後どうしていくのか県の考えを聞かせてください。

豊増委員

この問題で一番被害を受けているのは佐世保市漁協の組合員です。生活圈を侵害されています。TASAKI は大企業ですので、1, 2か月免許が遅れたって何の問題もない。一番弱者である組合員の生活圈を保護するのが、行政の仕事じゃないかと思えます。被害を受けた方が生活できるように佐世保市漁協とTASAKI で話しながらより良い解決策を見出さなければいけません。よろしくお願いします。

高平委員

県に質問です。漁協に所属して行う魚類養殖とは違って、真珠は個人でできるので特別扱いのように感じます。

事務局

真珠養殖というのは、旧法で経営者免許ということで終戦後からずっと免許されています。

高平委員

漁業法改正でしないでもいいところを改正して、してほしいところを変えてくれないですね。

事務局

真珠は特別に優先順位が設けられていましたが、法改正で撤廃されました。ただ、個別漁業権というのはそのまま残って、従来の個別漁業権者は法改正後も引き継いでそのままできるようなシステムとなっています。

高平委員

漁業者の立場からすると共同漁業権内を一緒に使いますよね。

事務局

わかりますけども、長年使い続けている漁場の免許を取り上げるというのは制度上難しいです。

漁業振興課

補足ですが、今まで免許していた漁場が適切かつ有効に使われている場合は類似漁業権として設定するとして、今回の真珠養殖も個別漁業権として免許しています。

会長

戦後から真珠養殖はしていると言いますが、そこに魚類養殖が来たときに真珠を洗った濁りで魚類養殖で魚が死んだりした場合は、迷惑にならないということですか。

漁業振興課

それにつきましては、漁業権の一斉切替にともない皆様にヒアリングに行き、漁場調査をして海区漁場計画を作成しております。もし令和4年度に漁場計画を策定する時点でトラブルの話がありましたら、是正指導を行い、それが改善されない場合は計画を策定できない場合も考えられます。今回はこういった手順に沿って従来通りに計画を策定しました。

会長

漁協の同意もなく真珠養殖をしても良いということですか。

漁業振興課

手続きとしては、新規の漁場や区域を拡大する時には漁協の同意が必要となっております。本県では、継続して免許申請する際には漁協の同意書を頂いていません。

会長

それならば、なぜ諮問機関に知事の印鑑を押した諮問をするのですか。調整委員会にかけないでも継続できてしまう。諮問機関に調整をするために漁業者からの意見がないかを聞くのではないのですか。

漁業振興課

計画案を県が作成するときは同意書はないのですが、その後パブリックコメントという形で県が作った計画を皆さんに公表して、そこに対して意見があればそれに基づき変更していくことになります。また、海区漁場計画を策定するにあたって、3月に漁業調整委員会で審議していただきました。皆様の意見をないがしろにしているわけではないです。8月17日に諮問させていただきましたが、皆さんの意見を踏まえ、法令に基づいて手続きをしてまいりたいと思っています。先ほど村瀬が申し上げましたが、県と皆さんの意見が不一致となってしまうことがあり、今後も発生するかもしれませんが、事前にそういった情報を委員の皆さんに公開して、意思の疎通を図るとともに、皆様の意見を参考に免許した後も是正指導をしてきたいと考えています。

会長

それをしていないからこういう問題が起こっています。3月の時点で県とTASAKI がしっかりと説明しなかったから問題になったのです。調整委員会の答申もないのに一方的に免許してしまいました。このような対応では納得できないですよ。真珠養殖は10年免許で10年後には私たちはいないかもしれないので、今はっきりさせておかないといけないと思います。魚類養殖もそうなるかもしれません。

片岡委員 佐世保市漁協としては、しっかりとした対応をしていただきたい。漁業振興課の2人は法律と言いますが、ご存じないようですね。今聞いていても矛盾しているところが多いので、それも含めて対応していただきたい。

会長 県の回答をお願いします。

片岡委員 県の回答は聞く意味はないと思います。

会長 一度休憩にします。5分休憩です。
<休会 15:15>

<再開 15:25>

会長 再開します。皆さんの方から何か他にありますか。

各委員 ありません。

会長 県の職員は事務局長が残っていただいて、退出してください。委員の皆さんだけで協議会を10分から20分行います。いいですか。

各委員 はい。
<15:30 協議会開始>

<16:00 委員会 再開>

会長 委員会を再開します。ほかに何かご意見ありますか。

各委員 ありません。

会長

他にご意見もないようですので、これをもちまして、第296回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。

<閉 会>

閉 会 16:00

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印